

外務省業務継続計画

平成20年（2008年）

10月23日策定

（令和3年（2021年）5月31日
改訂）

外務省

改訂履歴

- ・平成20年（2008年）10月23日 策定
- ・平成24年（2012年） 8月29日 改訂
- ・平成26年（2014年） 8月 5日 改訂
- ・令和元年（2019年） 9月20日 改訂
- ・令和3年（2021年） 5月31日 改訂

目次

1 外務省業務継続計画の基本方針	4
(1) 背景	4
(2) 基本方針	4
(3) 位置付け	4
(4) 被害想定	5
2 外務省が継続すべき非常時優先業務	8
(1) 非常時優先業務についての基本的考え方	8
(2) 業務影響分析と非常時優先業務の抽出方法	9
(3) 応急対策業務	10
(4) 一般継続重要業務（発災後遅くとも72時間以内に開始すべき業務）	13
3 業務継続のための執務体制	13
(1) 緊急参集要員及び応援要員の指名・参集指針	13
(2) 地震災害警戒本部・災害対策本部の組織	16
(3) 各班の業務マニュアル	17
(4) 緊急参集要員・応援要員の更新	18
4 初動対応体制の確保	18
(1) 地震予知情報及び地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達経路及び方法	18
(2) 地震災害警戒本部の設置及び緊急参集要員の招集	18
(3) 参集場所	19
(4) 各部局に対する協力要請	19
(5) 発災時の行動	19
(6) 安否確認	21
(7) 権限委任	21
5 業務継続のための勤務環境の確保	22
(1) 庁舎・設備	22
(2) 代替施設	23
(3) 緊急備蓄	23
(4) 通信等	24
(5) 負傷者への対応	25
(6) 来訪者、外部の負傷者への対応	26
(7) 帰宅困難者の受入れ	26
6 業務継続計画の見直し及び訓練の実施等	26
(1) 業務継続計画の見直し	26
(2) 訓練の実施	26
(3) 業務継続計画の周知・引継	27

1 外務省業務継続計画の基本方針

(1) 背景

平成17年(2005年)9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」は、首都直下地震により、「膨大な人的・物的被害の発生」とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じる他、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う「首都中枢機能の継続性確保」が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画(BCP=Business Continuity Plan 業務継続計画)を作成することとした。平成19年(2007年)6月、内閣府から各府省庁業務継続計画作成の指針として「中央省庁業務継続ガイドライン」が示され、外務省は同ガイドライン等を参照の上、平成20年(2008年)10月23日、「外務省業務継続計画」(以下、本計画という)を策定した。

平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災により、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能維持の重要性が一層強く認識されることとなり、平成25年(2013年)11月には、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする「首都直下地震対策特別措置法」が制定された。同法第5条第1項は政府に対し、首都直下地震が発生した場合における国の行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画を定めることを求めており、外務省としては、内閣府が平成26年(2014年)3月に策定した「政府業務継続計画」の内容等を踏まえるなどして、本計画を改訂してきている。

(2) 基本方針

首都直下地震が発生した場合、外務省は、(ア)地震対策のために不可欠な応急対策業務を行うとともに、「政府業務継続計画」において政府としての非常時優先業務の一つとして「外交関係の処理に関する業務」が掲げられたとおり、(イ)国家、国民の安全と繁栄を確保するために必要不可欠な外交機能の維持に努めることが必要である。

本計画は、これらの業務について、以下2のとおり、外務省の「非常時優先業務」として、「応急対策業務」及び「一般継続重要業務」を抽出し、そのための執務体制の整備(以下3)や勤務環境の確保(以下5)について定めるものである。

(3) 位置付け

外務省は、「外務省防災業務計画」(平成17年(2005年)外務省訓令第10号)において、その防災体制の整備、災害予防対策、防災教育、防災訓練、防災中枢施設の整備、通信手段の確保、支援受け入れの調査・調整、情報収集及

び伝達、外交機能の維持等について定めているが、本計画は、この「外務省防災業務計画」を補完するものである。

(4) 被害想定

本計画においては、内閣府の「首都直下地震対策検討WG最終報告」（平成25年（2013年）12月）で示されたマグニチュード7クラスの都区部直下の都心南部直下地震の震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、「政府事業継続計画」（平成26年（2014年）3月）に基づき、より過酷な以下のような被害様相を呈した場合に備え、必要な外交機能の維持を担保すべく、業務継続体制の更なる充実・強化を図ることとする。

「政府事業継続計画」の具体的な被害想定は、次のとおりである。

- ①停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ②下水道の利用支障は、1ヶ月継続する。
- ③地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1ヶ月継続する。
- ④主要道路の啓開には、1週間に要する。

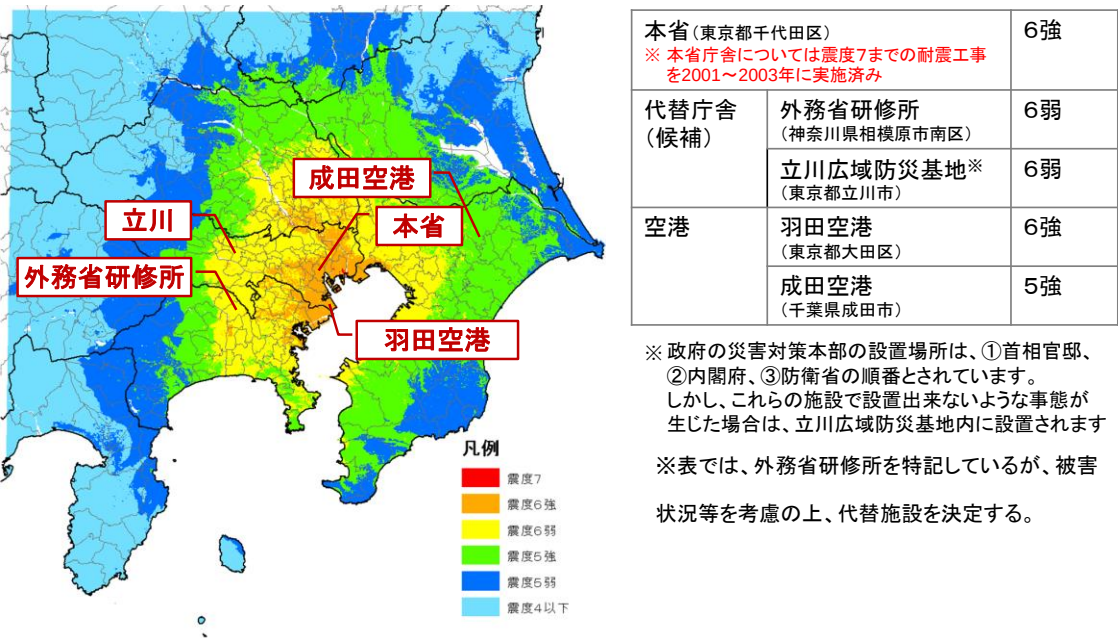


図1 都心南部直下地震による震度分布図（首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（中央防災会議、首都直下地震対策検討ワーキンググループ）より）

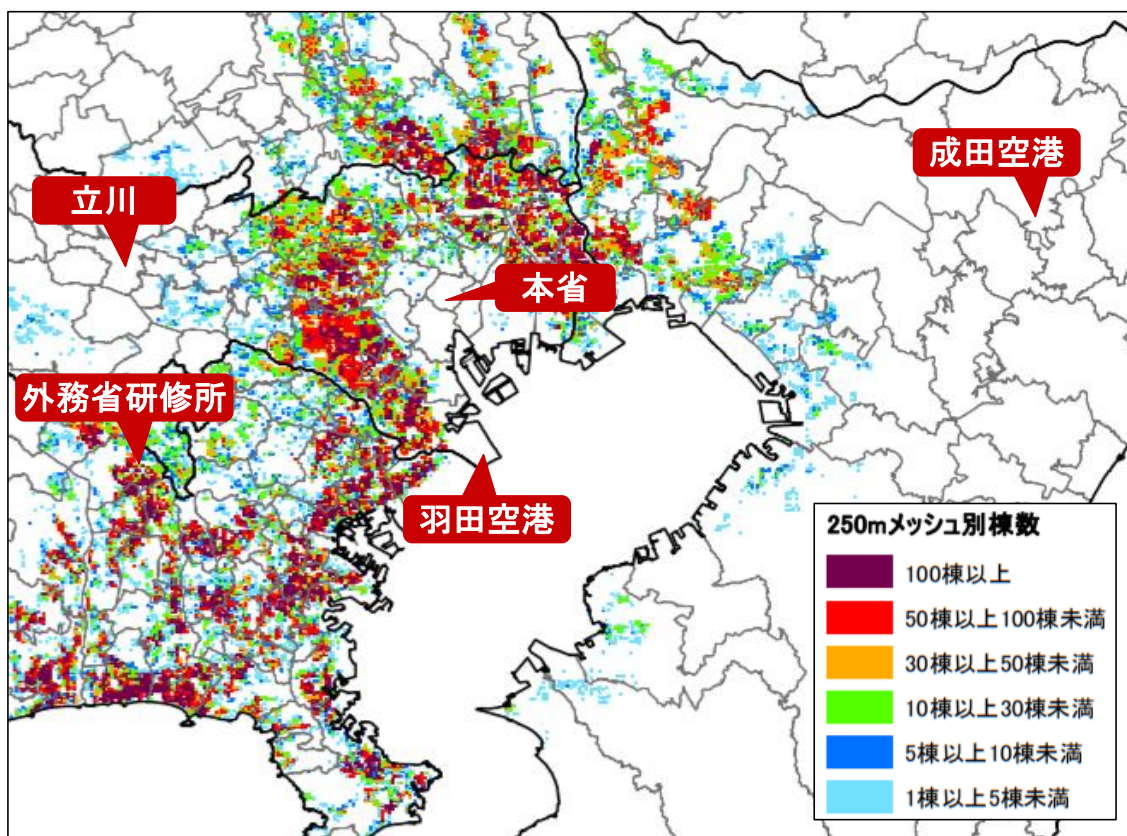


図2 都心南部直下地震による火災の被害様相（首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（中央防災会議、首都直下地震対策検討ワーキンググループ）より）

表1 被害の基本想定

被害の基本想定
・首都直下のM7クラスの地震が今後30年間で起きる可能性：70% ・震源及び規模 - 震源地：東京都心南部 - 最大震度：7（江東区、江戸川区） - 規模：マグニチュード7.3 ・震源の深さ：30km ・津波：東京湾内は1m以下 ・被害想定 - 死者：最大約23,000人 - 建物の倒壊・焼失：約61万棟

インフラの被害想定
・上水道：最大約 1, 4 4 0 万人が断水。全面復旧まで 1 か月以上要する ・下水道：最大約 1 5 0 万人が利用停止。全面復旧まで 1 か月以上要する ・電力：最大約 1, 2 2 0 万軒が停電。広域に停電が発生。解消までに約 1 か月程度要する ・ガス：最大約 1 5 9 万戸が供給停止、安全点検やガス導管の復旧のため、復旧までに約 6 週間程度要する ・燃料：東京湾沿岸の製油所、油槽所が稼働停止。中核 S S、住民拠点 S S 以外の多くの S S で、停電や建物損壊等により営業を停止 ・空港：発生直後は施設や滑走路の点検等により閉鎖。点検後、空港運用に支障がないと判断され次第順次運行を再開。緊急輸送物資・人員等輸送の受入れ拠点として運用される
通信の状況
○発生直後 ・固定電話、携帯電話：大量のアクセスにより輻輳が発生。音声通信がつながりにくくなる（90%程度規制） ・パケット通信：音声通信ほどの規制は受けないが、メールの遅配等が発生 ・インターネット：アクセス回線（固定電話回線等）の被災により、利用できないエリアが発生 ○1日後 ・輻輳は通信量が減少傾向となることから、徐々に通信規制率が緩和される ・固定電話：電柱被害、停電による基地局や交換機の通信障害が発生 ・携帯電話：停電したエリアの携帯電話基地局は、非常用電源の燃料補充等が限定的であるため、多くの基地局で機能停止が発生（1都3県で約5割（23区でも約5割）の基地局が停波） ○1か月後 ・停電がほぼ解消されるため、通話支障の多くが解消される
鉄道の状況
○発生直後 ・首都圏の J R 在来線、私鉄、地下鉄の全線で運転見合わせ ○1週間後 ・新幹線（首都圏）の全線及び地下鉄の一部路線で運行を再開 ※震度 6 弱以上のエリアの J R 在来線、私鉄は運転見合わせ ○1か月後 ・J R 在来線、私鉄の一部復旧区間で折り返し運転が開始（震度 6 弱以上の揺れを受けた路線の約 6 0 %が復旧）
道路の状況
地震発生直後から大規模な交通規制を実施 ○第 1 次交通規制：地震発生直後

- ・環状7号線内側方向へ流入する車両の通行を禁止
- ・環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制
- ・高速道路を含む7路線※が「緊急自動車専用路」となり、緊急自動車等以外の一般車両の通行が禁止

※高速道路、国道4号、国道17号、国道20号、国道246号、目白通り・新目白通り、外堀通り

○第2次交通規制：被害状況の把握後

- ・必要に応じて、緊急通行車両等を円滑に通行させるための交通規制の範囲を拡大



図3 大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制（大震災（震度6弱以上）発生時における交通規制（警視庁）より）

2 外務省が継続すべき非常時優先業務

（1）非常時優先業務についての基本的考え方

首都直下地震発生後、業務遂行に必要な資源が大幅に不足することが想定される状況においては、外務省として真に継続が必要な非常時優先業務を抽出し、当該業務に最優先で取り組む必要がある。これらの業務を効果的に遂行するためには、人的・物的資源をこれらの業務に集中的かつ効率的に投入することが必要となる。

このような基本的考え方に立って、以下（２）の業務影響分析を踏まえ、非常時優先業務として、①首都直下地震発生状況下の「応急対策業務」及び②同地震発生状況下においても継続されるべき「一般継続重要業務」を抽出する。

なお、以下「応急対策業務」は、平成２６年（２０１４年）３月内閣府策定の「政府業務継続計画」における、いわゆる「管理事務」（非常時優先業務の遂行に必要な組織管理、庁舎管理等）を含むものとする。

（２）業務影響分析と非常時優先業務の抽出方法

本計画の策定（平成２０年（２００８年）１０月）に際して、外務省における非常時優先業務を抽出するに当たり、地震発生後、業務が停止することによる社会への影響度を評価する業務影響分析を、「中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき各課室において実施した。

具体的には、地震発生後、業務停止による社会への影響度を地震発生からの経過時間（１、３、１２ 時間、１、３ 日、１、２、３ 週間、１か月）ごとに以下の５つの影響レベルで評価し、非常時優先業務を抽出した（同ガイドラインによれば、非常時優先業務の定義は、１か月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務）。

レベルⅠ：影響は軽微

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度

国民生活上の不便、法定手続きの遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい

法令違反、重要な法定手続きの遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大

人命に係わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

以降、本計画改訂（令和３年（２０２１年）５月３１日）における非常時優先業務の見直しも踏まえ、外務省の主要な「応急対策業務」及び「一般継続重要業務」は以下（３）及び（４）のとおりである。

（３）応急対策業務

「外務省防災業務計画」に基づき、応急対策業務は、基本的には以下のとおり、災害対策本部設置を始め、情報収集及び伝達、職員安否確認、負傷者対応、本省等庁舎被害対応、通信手段確保等の「政府業務継続計画」におけるいわゆる「管理事務」のほか、海外からの支援受け入れ、在日米軍の被害状況確認・在日米軍からの支援に関する調整、在日外交使節団等への援護、在外邦人からの安否照会対応、駐日大使館等が行う在留外国人の安否確認への協力、プレス・ＩＴを通じた広報・発信等（在外公館を通じた海外向け広報を含む）、関係機関との協力等である。

ア 災害対策本部の設置【総務・指令班兼庶務班】

- 首都直下地震が発生した場合、庁舎の安全が確認された際には、以下３（１）の参集指針に基づき、緊急参集要員を招集し、外務大臣を本部長とする災害対策本部を直ちに設置する等の初動対応を行う（初動対応については、以下４参照）。
- 災害応急対策等の総合調整（省内災害対策本部会議の開催、各班への指示・情報展開、進捗管理等）を行う。
- 官邸に設置される緊急災害対策本部及び関係機関との連絡調整（緊急災害対策本部の指示の省内展開、外務省取りまとめ報の共有等）
- 省員の帰宅困難者対応や備蓄品配付を行う。
- 災害対策本部の構成員は以下のとおりとする。なお、本部長ほか本部構成員の権限委譲については、本計画４（７）のとおりである。

本部長 外務大臣

副本部長 外務副大臣、外務大臣政務官

本部長代理 事務次官

事務局長 官房長

副事務局長 儀典長、外務報道官、総合外交政策局長、北米局長、領事局長

事務局長代理 危機管理担当審議官／参事官

本部員 大臣官房総務課長、危機管理調整室長、人事課長、情報通信課長、会計課長、福利厚生室長、診療所長、儀典総括官、広報文化外交戦略課長、報道課長、総合外交政策局総務課長、安全保障政策課長、日米地位協定室長、国際協力局政策課長、領事局政策課長、旅券課長、外国人課長

イ 安否確認

- 職員の安否確認【省員安否班（人事課取りまとめ、各課室）】

ウ 負傷者への対応

○負傷者の救護、応急処置【負傷者対応班（福利厚生室、診療所）】

エ 本省等の庁舎被害への対応

○本省及び関係事務所（代替施設を含む）の被害状況の把握及び応急対応【庁舎復旧班（会計課）】

オ 国内及び在外公館との通信手段の確保

○電話設備の被害状況の把握、復旧等【庁舎復旧班（会計課）】

○公電システム、クローズド・オープンＬＡＮシステム等の各種通信システムの稼働状況の確認、在外公館及び国内事務所（代替施設を含む）との通信可能な手段の確保【通信班（情報通信課）】

カ 在日外交使節団等への支援

○外交団の施設、人員の被害状況の把握、情報提供等【外交団班（儀典官室）】

○訪日中の外国賓客（原則として閣僚級以上）の安否確認。各関係課室はリエゾン指名し、リエゾンは外交団班構成員に任命（支援受入班と兼任）【外交団班（儀典官室、各関係課室（地域局、国際機関を所掌する部局））】

キ 海外からの支援申し出への対応【支援受入班（国際協力局、各関係課室（地域局、国際機関を所掌する部局））】

○各国政府、国際機関等からの支援の申し出（物資、義援金、お見舞メッセージも含む）については、各関係課室が窓口として受け付け、当該課室は申し出の取扱いについて支援受入班と調整する。支援受入班は、支援の申し出等につき、情報を取りまとめ、政府緊急災害対策本部に報告し、指示を得つつ、支援受け入れ業務を行う。各関係課室はリエゾン指名し、リエゾンは支援受入班構成員（外交団班と兼任）に任命。

ク 在日米軍関連

○原子力推進艦船の安全確認、在日米軍による支援に関する調整等【在日米軍班（日米地位協定室）】

ケ 領事関係業務【邦人対策班、外国人対策班、旅券システム復旧班（領事局）】

○在外邦人からの安否照会のための地方自治体等の窓口の確認と案内

○駐日大使館等が行う在留外国人の安否確認への協力、在留外国人支援

○旅券発給体制の確保

○査証発給体制の確保

コ 情報発信【プレス・広報班（外務報道官・広報文化組織）】

○国内外プレスへの情報提供・発信

○ホームページ等を通じた情報発信

○在外公館への情報提供、在外公館を通じた情報発信

サ 首都近郊の原子力施設に関する関係省庁との連絡等【国際原子力協力室】

シ 国際法業務【国際法局】

○応急対策業務、その他首都直下地震により発生する事案に係る法的側面に関する助言等

ス 在外公館における業務

○被災状況や本邦滞在中の外国人の安否照会等、種々の照会への対応、情報発信
○義援金の受付（支援受入班が義援金を含む各国からの支援申し出に対する政府の基本方針の指示電を発出。政府緊急対策本部において義援金の受入を決定。在外公館課は、財務省令の制定を確認の上、具体的な手続き及び事務処理につき在外公館に指示する。）【支援受入班、在外公館課】

表2 応急対策業務の総括表（時系列タイムラインを別紙にて定める）

復旧目標時間の目安	業務内容
1時間	ア. 災害対策本部の設置【総務・指令班兼庶務班】 イ. 職員の安否確認【省員安否班】 ウ. 負傷者対応【負傷者対応班】 エ. 本省及び関係事務所の施設の被害状況の把握及び応急対応【庁舎復旧班】 オ. 電話設備の被害状況の把握、復旧等【庁舎復旧班】 カ. 外交団の施設、人員の被害状況の把握、情報提供等【外交団班（儀典官室）】 カ. 訪日中の外国賓客（原則として閣僚級以上）の安否確認【外交団班（儀典官室、各関係課室（地域局、国際機関を所掌する部局））】 ク. 原子力推進艦船の安全確認等【在日米軍班】 ケ. 在外邦人からの安否照会のための地方自治体等の窓口の確認と案内【邦人対策班】 ケ. 駐日大使館等が行う在留外国人の安否確認への協力、在留外国人支援【外国人対策班】
3時間	ケ. 査証発給体制の確保【外国人対策班】

5時間	オ. 公電システム、クローズド・オープンＬＡＮシステム等の各種通信システムの稼働状況の確認【通信班】 オ. 在外公館及び国内事務所との通信可能な手段の確保【通信班】
12時間	キ. 海外からの支援申し出（第一報）への対応【支援受入班（国際協力局、各関係課室（地域局、国際機関を所掌する部局））】 ク. 在日米軍による支援に関する調整【在日米軍班】
24時間	ケ. 旅券発給体制の確保【旅券システム復旧班】
随時	コ. 国内外プレスへの情報提供・発信【プレス・広報班】 コ. ホームページ等を通じた情報発信【プレス・広報班】 コ. 在外公館への情報提供、在外公館を通じた情報発信【プレス・広報班】

（４）一般継続重要業務（発災後遅くとも７２時間以内に開始すべき業務）

一般継続重要業務の主要なものは、以下のとおり、国の安全の確保並びに海外における国民の生命、身体及び財産の保護のために必要な外交機能並びにこのために必要な外務省の基幹的機能の維持、保全及び復旧のための業務が含まれる。

ア 日本国の安全保障に係る外交政策【総合外交政策局、北米局等】

- 緊急事態発生時の対応
- 在日米軍との協力
- 国際テロ・治安対策等

イ 領事業務（海外邦人安全対策、旅券、査証発給、証明事務）【領事局】

ウ 外務省の人的・物的基幹インフラ機能維持【大臣官房（総務課、人事課、情報通信課、会計課、在外公館課）】

3 業務継続のための執務体制

（１）緊急参集要員及び応援要員の指名・参集指針

緊急参集要員の指名・参集についての詳しい考え方は、「緊急参集要員（災害対策本部要員）の指名・参集指針」に定めているが、概要は以下のとおり。

ア 緊急参集要員の指名

緊急参集要員は、非常時優先業務の遂行のために本省に参集することが必須

の要員であり、地震災害警戒本部・災害対策本部の本部員、本部員補佐及び災害対策職員で構成する。緊急参集要員は、必要な能力、居住地、時系列に必要な人数を考慮し指名する。人事異動の際は、当該職員の所属する班は改めて必要な緊急参集職員を指名し、当該職員に引継ぎを行うとともに、大臣官房危機管理調整室に参集要員の変更を通報する。

なお、上記の非常時優先業務（応急対策業務及び一般継続重要業務）以外の業務を所掌する各局課室においても、重要な外交関係・機能の維持に遺漏無きよう、平時よりそれぞれの業務に必要な参集要員を把握しておく。

イ 緊急参集要員の参集

東京 23 区で震度 6 強以上の地震が発生した場合、又は官邸にて緊急災害対策本部が設置された場合、発災時に霞ヶ関から 6 km 圏内にいる緊急参集要員は、外務本省に速やかに参集する（以下図 4「本省からの距離」参考）。原子力災害対策本部が設置される又は原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する施設敷地緊急事態が発生した際には、関連職員（軍科部職員）が招集される。

発災時に霞ヶ関から 6 km 圏外にいる緊急参集要員は、交通事情や被害状況等を踏まえ、（Ⅰ）自宅の電気・通信が使用可能でリモートで業務が可能な場合はすぐに参集せず自宅で業務を開始、（Ⅱ）自宅におけるリモートでの業務ができない場合は、交通事情や被害状況等を踏まえ、電気・通信が使用可能と予想される近隣の施設（外務省研修所等）に移動可能な場合は移動して業務を開始、（Ⅲ）上記ともに不可能な場合は自宅におけるリモートでの業務環境や公共交通機関が回復するまで待機とする。

ウ その他、下記に該当する状況が発生した場合、官房長、危機管理担当審議官／参事官、官房総務課長、危機管理調整室長、並びに総務・指令班兼庶務班、外交団班、外国人対策班の該当者は外務本省に参集する。

- ・ 東京 23 区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ・ 東京 23 区外で震度 6 弱以上の地震が発生した場合で危機管理担当審議官/参事官が必要と認める場合
- ・ 非常災害対策本部の設置
- ・ 大津波警報が発令／大規模停電が発生
- ・ 東海地震注意報が発表

エ その他、官会（庁舎管理）、官信（情報システム）、領政/領旅（領事システム）の該当者は、上記イの場合に加え、東京 23 区内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は各種確認作業のため参集する。

オ 応援要員の指名

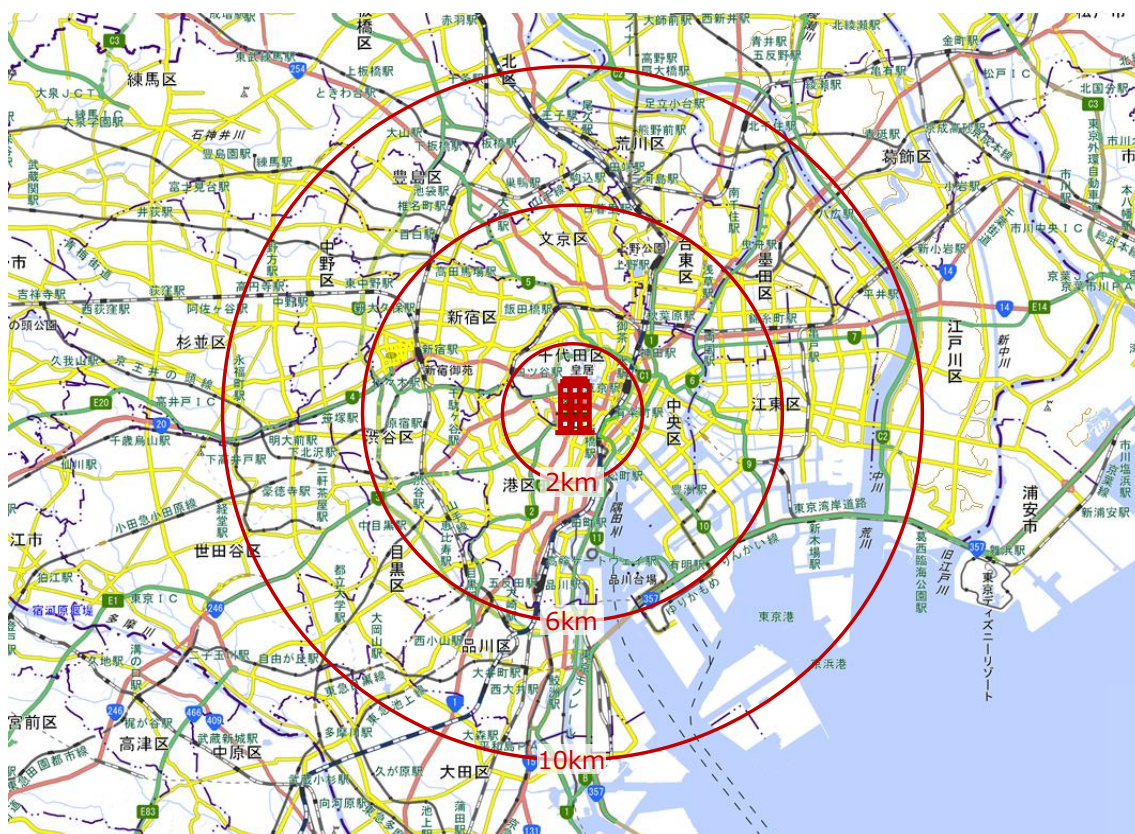
非常時優先業務の遂行に必要な要員は、発災後1週間程度は不足が生ずる可能性が大きい。このため、首都直下地震等により公共交通機関の利用が原則不可能となった場合を想定し、上記（１）の緊急参集要員以外の職員で、霞ヶ関から6 km 圏内の公務員宿舎（BCP宿舎）に在住する職員を応援要員として予め指名する。

カ 応援要員の参集指針

東京23区で震度6強以上の地震が発生した場合、発災時に霞ヶ関から6 km 圏内にいる場合は、本人及び家族の安全、その後の負傷のおそれがないことを確認し、無理なく業務に従事でき、各人の本来業務（所属課室で対応が求められる業務）等との関係で参集が可能であり、かつ、危機管理担当審議官/参事官からの要請がある場合、外務本省に速やかに参集する。

発災時に霞ヶ関から6 km圏外にいる者は、交通事情や被害状況等を踏まえ、自宅の電気・通信が使用可能でリモートで業務が可能な場合はすぐに参集せず自宅で業務を開始。リモートでの業務も困難な場合は、公共交通機関が回復するまで待機とする。

図4 本省からの距離



（２）地震災害警戒本部・災害対策本部の組織

地震警戒宣言による緊急事態に対処するための地震災害警戒本部又は地震発災後において災害対策本部を設置する場合は、本部員を長とする班を設置する。ただし、危機管理担当審議官／参事官は、必要があると認めるときは、本部員を指名し、特定事項をつかさどる班を置くものとする。

表３ 外務省災害対策本部に設置される班の構成

班名	業務概要	本部員	主要構成員
総務・指令班 兼庶務班	災害対策本部における初動対応が円滑に行われるよう省内の体制整備を行うとともに、各班を取りまとめて全体的な調整を行う。また、官邸の緊急対策本部との情報共有や指示の省内展開を行う。	・ 官房総務課長 ・ 危機管理調整室長	・ 大臣官房総務課 ・ 大臣官房危機管理調整室
支援受入班	各国からの見舞いメッセージ、各種支援（義援金含む）の申し出について取りまとめるとともに、Ｃ６班（政府緊急災害対策本部事務局海外支援受入班）等と連携し、支援受け入れのプロセスが円滑に進むよう調整する。	国際協力局 政策課長	・ 国際協力局各課 ・ 関係課（地域局、国際機関を所掌する部局等）
省員安否班	職員の安否確認を行いその結果を集計・整理する。	人事課長	大臣官房人事課
負傷者対応班	負傷者が発生した場合の救護、応急処置、病院への搬送等を実施する。	・ 福利厚生室長 ・ 診療所長	・ 福利厚生室 ・ 診療所
通信班	公電システム、クローズド・オープンＬＡＮシステム等の各種通信システムや各種通信機器の点検等を行い、通信環境を確保する。	情報通信課長	大臣官房情報通信課
庁舎復旧班	本省及び関係事務所の施設の被害状況の把握及び応急対応を行うとともに、電気・機械設備点検、電話システム点検、警備体制の強化等を行う。	会計課長	大臣官房会計課

外交団班	在日外交使節団等の施設及び人員の被害状況を取りまとめる。また、災害に係る情報の提供等、在日外交使節団等への必要な支援を行う。訪日中の外国賓客（原則として閣僚級以上）の安否確認。	儀典総括官	・儀典官室 ・関係課（地域局、国際機関を所掌する部局等）
プレス・広報班	国内外プレスに対して、被災状況等に係る情報発信を行う。また、外務省ホームページ及びSNSや在外公館等を通じた情報発信を行う。	・広報文化外交戦略課長 ・報道課長	外務報道官・広報文化組織各課
在日米軍班	原子力艦を含む在日米軍の被害状況、在日米軍による支援に関する調整を行う。	日米地位協定室長	・北米局日米地位協定室 ・北米局日米安全保障条約課
邦人対策班	被害者の安否状況に関する在外邦人からの照会（在外公館で受け付けるものを含む）に対応する（地方自治体等の窓口の確認と案内）。また、災害時における領事証明事務を行う。	領事局政策課長	領事局政策課
旅券システム復旧班	旅券発給管理システムの点検を行う等、旅券発給体制を確保する。	旅券課長	領事局旅券課
外国人対策班	駐日大使館等が行う在留外国人の安否確認への協力、在日外国人に対する災害・復旧対策に係る情報の提供等、在日外国人に対する各種支援を行う。	外国人課長	領事局外国人課
特定事項班	危機管理担当審議官／参事官が必要と認めるときに設置		

（３）各班の業務マニュアル

各班は、地震災害警戒本部又は災害対策本部における事務を総合的、かつ、効果的に行うため、各班の所掌事務について、必要に応じ関係部局と協議の上、実践的な活動要領を記載した班の業務マニュアルを作成し適宜見直し更新する。

（４）緊急参集要員・応援要員の更新

ア 人事異動の際は、当該職員の所属する班は、改めて必要な緊急参集要員を指名し、当該職員に引き継ぎを行うとともに、大臣官房危機管理調整室に緊急参集要員の変更を通報する。

なお、要員に変更があった場合には、新旧の職員は、次の引継を行うものとする。

- ① 外務省業務継続計画
- ② 緊急参集要員（災害対策本部要員）の指名・参集指針
- ③ 要員が属している班の業務マニュアル

イ 応援要員がＢＣＰ宿舎から退去する場合、自動的に応援要員としての登録が解除される。職員が新たにＢＣＰ宿舎に入居する場合、自動的に応援要員として登録される。会計課宿舎対策室及び大臣官房危機管理調整室は、随時、応援要員リストを更新することとする。

4 初動対応体制の確保

（１）地震予知情報及び地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達経路及び方法

東京周辺地域での大規模地震若しくは首都直下型の地震災害が発生し、又は発生のおそれがある旨の地震災害に関する警戒宣言（以下「大規模地震警戒宣言」という。）が発せられた場合の連絡要領を次のとおりとする。

大臣官房危機管理調整室関係者（危機管理調整室長、危機管理調整室首席事務官、事務官等）は、内閣府から大規模地震警戒宣言の情報を受理したときは、直ちに危機管理担当審議官／参事官に連絡し、対応について指示を受ける。

大臣官房危機管理調整室関係者は、大規模地震警戒宣言の情報の連絡を行う場合において、危機管理担当審議官／参事官と連絡がとれない場合は大臣官房総務課長に連絡し、対応について指示を受ける。

（２）地震災害警戒本部の設置及び緊急参集要員の招集

危機管理担当審議官／参事官は、外務省全体として、大規模地震警戒宣言による総合的対応が必要であると認める場合は、外務大臣の指示又は了承に基づき、緊急事態に応じた地震災害警戒本部を設置し、地震発災後においては災害対策本部を設置（地震災害警戒本部を改組）する。

上記の地震災害警戒本部が設置される場合において、危機管理担当審議官／

参事官の指示の下に、危機管理調整室長が、本部員、本部員補佐及び災害対策職員（以下「本部要員等」という。）を招集する際の本部要員等の配備基準は、原則として「緊急参集要員（災害対策本部要員）の指名・参集指針」に則るものとする。

（３）参集場所

本部要員等の参集場所は、原則として本省とする。ただし、本省が使用できない場合は、危機管理担当審議官／参事官が、本計画５（２）の順序に従い被災状況を考慮の上決定する。

なお、電話等による通信が途絶して参集場所を前もって通知できないときは、大臣官房危機管理調整室関係者は、外務省庁舎北口の玄関周辺に立て看板等をもって参集場所を掲示する。

（４）各部局に対する協力要請

危機管理担当審議官／参事官は、災害対策本部の事務が長期の期日を要すると認める時、又は災害対策本部の事務を処理するために支援要員が必要と認めるときは、各部局等に支援要員の派遣を要請する。

（５）発災時の行動

職員は下記（６）のとおり、先ず、自身の安全及び家族の安否の確認に努め、以下の要領で行動する。

ア 勤務時間外の発災の場合

勤務時間外に東京２３区内震度６強の地震が発生した場合は、以下のとおり行動する。

（a）緊急参集要員の行動：

- ・震ヶ関から６km圏内にいる緊急参集要員は、「緊急参集要員（災害対策本部要員）の指名・参集指針」及び上記３（１）に定めるとおり、外務本省に速やかに参集する。
- ・家族を含めた安否、参集の可否等に関する情報を人事課（安否確認システム）、所属課室長及び所属班本部員に報告する。
- ・参集可能な場合は、各自の飲食物等を可能な範囲で持参の上、外務本省に参集する。
- ・所属課室長及び各班本部員等は、必要な情報を速やかに参集要員間で共有するとともに、参集要員の状況の把握、調整等を行う。

【参集できない場合の例】

参集できない場合の例は以下①から③のとおりであるが、参集要員は、参集できない場合であっても、所属課室長・所属班本部員等との間で連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で状況報告を行うよう努める。

- ①職員又はその家族等が被害を受け、死亡、若しくは治療の必要があるとき
- ②職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難しているとき
- ③参集途上において、救命活動に参加する必要性が生じたとき

（b）非緊急参集要員・応援要員の行動：

- ・首都直下地震発生情報を認知した非参集要員・応援要員は、家族の安否、登庁の可否等に関する情報を人事課（安否確認システム）、所属課室長に報告の連絡がとれるよう留意の上、公共交通機関が復旧するまでの間、自宅等で待機し、各所属課室長等からの指示を待つ（徒歩等で容易に登庁できる場合で、上記の参集できない場合の例に該当しない場合は、各所属課室長等の指示により本省に参集することがあり得る。特に応援要員については、危機管理担当審議官／参事官が必要と認める場合には参集する。）
- ・待機の間、自宅周辺の救出・救助活動、避難者支援活動に可能な限り携わる。
- ・公共交通機関が復旧し、家族の安全が確保出来る場合には、速やかに本省に登庁し、各所属課室長等の指示を受け、応急対策業務や一般継続重要業務等の支援に当たる。

イ 勤務時間内の発災の場合

勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の復旧状況等が明らかになるまで省内に待機し、状況把握に努めつつ、各職員は以下のとおり行動する。

（a）緊急参集要員の行動：

家族の安全を確認した後、所属班に係る応急対策業務、一般継続業務を遂行する。ただし、安否確認の結果、上記ア（a）の【参集できない場合の例】①、②等に該当する場合（家族の安否確認ができない場合も含む）で、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合には、代替要員を確保の上、各班本部員の許可を得て帰宅する。

（b）非緊急参集要員・応援要員の行動：

- ・家族の安全を確認した後、省内で待機する。

ただし、安否確認の結果、上記ア（a）の【参集できない場合の例】①、②等に該当する場合で、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合には、各所属課室長等の許可を得て帰宅する。なお、家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、各所属課室長等の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

- ・省内待機中は、安否が確認されていない参集要員の家族の安否確認の支援、非常時優先業務の支援、必要に応じて庁舎周辺の救出・救援活動、避難者支援等に従事する。
- ・公共交通機関の復旧等、帰宅可能になった場合には、上記の非常時優先業務が滞ることがないように帰宅時期等を関係者間で調整の上、各所属課室長等の許可を得て帰宅するものとする。応援要員については、危機管理担当審議官／参事官が必要と認める場合には非常時優先業務に従事する。

（6）安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、業務継続の大前提である。

迅速・正確かつ効率的な安否確認は初動対応にとって極めて重要であり、各課室は安否確認システムへの課室員全員の登録を確保する。

首都直下地震発生の場合、職員はまず自身及びその家族の生命・安全を確保し、安否確認システムを用いて安否状況を速やかに人事課に報告する。人事課は平素より関係課室に安否確認システムを用いた課室員の安否確認方法について周知する。各課室では安否確認システムに登録された課室員の安否確認方法について、平時から操作の仕方等を確認しておく。

なお、家族の安否確認については、普段から職員自身が家族内で安否確認システムのサービスを利用したり、メールや災害用伝言ダイヤル等による連絡方法を確認しておくよう、省内で周知徹底を図る。

（7）権限委任

災害対策本部の構成員（本部長、本部員、本部員補佐、災害対策職員）が速やかに参集できない場合、又は構成員と連絡が取れない場合、災害対策本部の機能を維持するための権限委任について以下のとおり定める。

災害対策本部長、副本部長、事務局長及び本部員に係る権限委任の決定は、発災後3時間以内を目途に災害対策本部にて行う。危機管理担当審議官／参事官はそのための必要な調整を行う。

ア 本部長

次の①～⑤の順で参集できる最上位の者を本部長代行として権限を委任する。

①外務副大臣（副本部長）

- ②外務大臣政務官（副本部長）
- ③事務次官（本部長代理）
- ④官房長（事務局長）
- ⑤危機管理担当審議官／参事官（事務局長代理）

イ 副本部長（外務副大臣、外務大臣政務官）の代行は事務次官、事務局長（官房長）の代行は危機管理担当審議官／参事官とする。

ウ 本部員

原則として、直近下位の者が代行し、権限を委任する。

エ 本部員補佐及び災害対策職員

各本部員が、参集状況を踏まえて、当該本部員補佐及び災害対策職員の代行者を指名する。

5 業務継続のための勤務環境の確保

（１）庁舎・設備

発災後の庁舎・設備等営繕関係の機能等の点検・応急対策業務は会計課（管理室）が総括して担当する。

ア 庁舎

外務省においては免震工事を実施済みのため、震度７程度の地震による大規模な施設の損壊は生じない見込みであるが、発災時には庁舎内の緊急点検等を行い、状況を把握し、必要な措置をとる。

イ 什器の固定

什器の転倒等により多くの職員が負傷し、他の職員がその救出救護に当たるといった場合には、非常時優先業務等の実施に重大な支障を来すおそれがあるため、本省において什器の固定（又は無用の什器の撤去）を確実に進めていく。

危機管理調整室は各課室に対し什器転倒防止対策について指導する等の措置を講じ、その状況を定期的に指導・監督し徹底を図る。また、会計課はこれに協力する。

ウ 電源、空調、エレベーター、排水機能

電力に関しては、一般の電力供給が復旧するまでの間、非常用発電装置を使用する。非常電源が供給される各課室のコンセントは色分けする等して明示する。

非常用発電については、一般の電力の復旧が遅延する過酷事象の発生に備え、1週間程度は一般の電力供給がなくとも業務が実施できるような措置を検討する。また、非常時優先業務を行う部署に優先的に配電しつつ、電力の節約及び効率的な活用に努める。

なお、一般の電力供給が復旧するまでの間、原則として空調、エレベーターの使用を禁止する。また、排水機能が復旧するまでの間、給湯室及びトイレの使用を禁止する。

（２）代替施設

本省庁舎での業務継続が不可能となる場合には、被災状況等を考慮の上、外務省研修所、麻布台別館、飯倉別館、外交史料館の中から、危機管理担当審議官／参事官が代替施設を決定する。代替施設の詳細は別表のとおり。

代替施設に移動する際には、必要人員について検討し、移動手段（公用車）が確保され次第、移動を開始する（公用車は緊急通行証が配備されており、通行止めとなった道路を使用可能）。

代替施設の使用が不可能となった場合、政府業務継続計画に基づき、内閣府に対して庁舎のあっせんを求める等の必要な対応を行う。

また、領事関係業務、外国公館支援業務等、一部の業務について大阪分室において実施することを検討する。

本省庁舎の使用が不可能となり代替施設で業務を継続することが決定された場合に滞りなく非常時優先業務を開始できるよう、必要な執務環境の整備に努めることとする。

代替施設に移転した場合、本省庁舎の安全確認や復旧の状況等を総合的に考慮した上で、本省庁舎での業務を再開することとする。

（３）緊急備蓄

ア 緊急食料品、飲料水等

大臣官房危機管理調整室において新庁舎B 1 倉庫、北門付近の倉庫等に備蓄する他、必要に応じ代替施設（外務省研修所等）においても備蓄する。

備蓄数量の目安は、緊急食料品については全職員（本省実員数）× 3 日、飲料水については2 リットル× 3 日分程度とする。排水機能が復旧するまでの間に必要となる簡易トイレ（全職員× 3 日分程度）についても備蓄の充実を図っていく。

また、ライフラインの復旧が遅れる過酷事象の発生及び外来帰宅困難者対策も念頭に置きつつ、「政府業務継続計画」に従い、参集要員の1週間分を目標に備蓄量の増加を図る。

上記の緊急食料品等は平時より大臣官房危機管理調整室において適切に管理する。

イ 緊急食料品等の配布

緊急食料品等の配布については、外務本庁舎及び周辺の被災状況、公共交通情報等を考慮の上決定する。配布の決定を受け、大臣官房危機管理調整室は会計課（管理室）とともに緊急食料品等を避難場所に運搬する。配布の手順については別に定める。

ウ 救助用資機材

本省北・中央・南の各庁舎の一部階において、救助用資機材セットが備え付けられており、一定震度以上により自動解錠するので、緊急時にはこれを適切に使用し、職員等の救助を行う。

（４）通信等

中央防災無線、通信途絶時の通信手段及び携帯電話等を利用した省員間の緊急連絡体制の整備については大臣官房危機管理調整室が、電話設備については会計課（管理室）が、在外公館との公電等情報通信システムについては情報通信課が各々担当する。

ア 電話設備

発災時には、ＮＴＴの災害時優先電話を活用し、発信の確保を可能にする。障害時には、常駐の保守業者が対応する。

また、復旧までの間は、輻輳により電話通信が十分に機能しないことが見込まれるため、メール、無線機、衛星携帯電話等、他の通信手段も有効に活用する。関係省庁防災窓口間連絡、指定行政機関、指定公共団体等との連絡には、中央防災無線電話を活用する。

イ 情報通信システム

（ア）情報通信システムのバックアップ施設の準備

本省の情報通信システムが被災した場合に備えて、在外公館及び国内事務所等との間の通信を確保するため、一部機能は東京郊外のバックアップ施設へ代替拠点を整備し、通信回線の多ルート化を行った。今後は通信途絶時の通信手段の強化を進める。また、東京圏外におけるバックアップ施設は、オープンＬＡＮメールについては整備を終えており、その他の設備については、今後の政府全体の代替拠点整備に係る取組も踏まえ検討する。

(イ) 被災時の対応

本省と在外公館及び国内事務所等との間の通信、本省内ネットワークの維持を図るため、代替手段の確保を含む非常時優先業務を行いつつ、被災状況に応じて復旧作業を進める。

(a) 各情報通信システムの被災及び稼働状況を確認するとともに、本省内各課室、在外公館、国内事務所等との間の情報通信の可否状況を確認し、損壊又は通信の途絶が確認された場合は、代替手段の確保等を含め復旧作業を実施する。ただし、複数のシステムが被災している場合には、被災程度及び業務継続の優先性を考慮した上で、緊急性の高いシステムから順次代替手段の確保等を含め復旧作業を実施する。かかる優先順位付け、システム毎の復旧までの許容時数等については、平時より不断に整理検討を行っておく。

(b) 通信回線提供事業者及び各システム支援業者に復旧作業を要請する。

ウ 領事業務情報システム

代替設備の利用により本省と在外公館及び国内旅券事務所等における領事業務を継続しつつ、非常時優先業務として被災状況に応じてシステムの復旧作業を進める。

(ア) システムの復旧

領事業務情報システムの被災及び稼働状況を確認するとともに、本省、在外公館、国内旅券事務所等との間の業務継続の可否状況を確認し、外務省情報通信システムの復旧状況を踏まえつつ、代替手段の確保等を含め復旧作業をシステム支援業者、通信回線提供事業者に要請する。

(イ) システムのバックアップ

本省の領事業務情報システムが被災した場合でも国内旅券事務所における旅券発給業務を継続するため、東京郊外のバックアップ施設に領事業務情報システムのバックアップシステムを設けている。今後は情報通信システムのバックアップ計画とも連携し、バックアップシステムを利用した在外公館における領事業務の継続を検討する。

また、東京圏外におけるバックアップ施設の整備については、中長期的な課題として今後の政府全体の代替拠点整備に係る取組も踏まえ、様々な可能性を検討していく。

(5) 負傷者への対応

福利厚生室及び診療所は、要救護者の状況等を踏まえ救護所を設置する。なお、負傷の程度によっては医療機関への搬送手配を行う。

（６）来訪者、外部の負傷者への対応

会計課（管理室）は、各外門及び各玄関を必要に応じて閉鎖し、来訪者の入構・通行管理を強化する。庁舎周辺の負傷者等からの救援の求めに対しては、医療機関への搬送手配を行うなどし、軽傷で応急的な処置が必要と認められる場合は、可能な範囲で省内の待避場所へ移動させ、診療所の職員等により応急手当等を施すなどする。

（７）帰宅困難者の受入れ

内閣府等とも連携の上、災害情報の提供、周辺の受け入れ施設の紹介等、非常時優先業務の継続に支障がない範囲で支援を行う。また、平日昼間に発災し、全職員及び来訪者が本省庁舎内に最低３日間とどまる事態を想定し、セキュリティ上、来訪者の庁舎内での移動は最低限に留めつつ、使用可能な収容スペースや収容可能人数等を把握し対応する。負傷した帰宅困難者の対応は上記（５）に準じる。また、福利厚生室は、応急措置のために必要な医薬品、援護用品等を確保し提供する体制を整備しておく。

危機管理調整室は会計課及び福利厚生室と協議し、以上を含む帰宅困難者受け入れ全般についてマニュアルを定め、また関係自治体等より一時滞在施設活用の要請、照会等を受けた場合には出来る限り協力する。

6 業務継続計画の見直し及び訓練の実施等

（１）業務継続計画の見直し

本計画については、実際の災害対応や訓練等を通じて問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべき点を改善し、計画を更新するというPDCAサイクルを念頭に、継続的に改善して業務継続力の向上を図る。

（２）訓練の実施

ア 本計画を基に平時から省内の防災教育・訓練を実施し、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。これまで実施している防災業務計画において定める防災訓練に加え、今後、本計画の実効性確保のため、以下のような訓練を積極的に実施する。

（訓練例）

- ・ 職員の安否確認訓練
- ・ 参集要員による徒歩参集訓練
- ・ 非常用発電設備稼働訓練
- ・ 通信・情報システムのバックアップ訓練

- ・帰宅困難者受け入れ訓練
- ・通信途絶時の連絡訓練

イ 職員は平時より、家族の安否確認手段の確認、避難場所や避難経路の確認、非常持出品の準備等の備えを心がけ、特に参集要員は、徒歩、自転車、バイクによる参集も想定した準備をしておくこととする。

（３）業務継続計画の周知・引継

緊急事態の発生に備え、平素から、関係課室が速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を明確に認識しておくとともに、各職員も自ら取るべき行動について把握しておく必要があることから、本計画については全省的に十分な周知を図るものとする。また、人事異動の際は、３（４）に従い、引き継ぎを行う。

（了）